



鳥取県公報

平成17年3月18日(金)
号外第29号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	旅館業法施行細則の一部を改正する規則(10)(県民生活課)..... 1
	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(11)(建築課)..... 2
教委規則	八頭郡八頭町の設置、倉吉市と関金町の合併及び西伯郡大山町の設置に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則(4)(高等学校課)..... 4
	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(5)()..... 5
公安規則	八頭郡八頭町及び米子市の設置、倉吉市と関金町の合併並びに西伯郡大山町の設置に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則(2)(警務課)..... 6

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 西伯郡大山町の設置に伴い、基準積雪量に関する対象市町村の区域の改正その他所要の規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
- 2 八頭郡八頭町及び米子市の設置に伴い、1と同様の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 3 この規則は、平成17年3月28日から施行することとした。ただし、2は、同月31日から施行することとした。

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第10号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和33年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太枠で囲まれた部分を加える。

改 正 後						改 正 前					
様式第6号(第7条関係)						様式第6号(第7条関係)					
(1) 略						(1) 略					
(2) 内容						(2) 内容					
宿泊者名簿						宿泊者名簿					
到着 年月 日	出発 年月 日	住所	氏名	職業	日本国内に住所を有 しない外国人の場合 国籍	旅券番号	到着 年月 日	出発 年月 日	住所	氏名	職業

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第11号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
附 則				附 則			
1及び2 略				1及び2 略			
(西伯郡大山町の設置に伴う特例)							
3 平成17年3月28日から同年9月30日までの間における別表第3の適用については、同表の規定にかかわらず、 <u>同年3月27日における西伯郡中山町の区域に係る同表中欄に掲げる数値は、0.8とする。</u>							
別表第3(第6条の2関係)				別表第3(第6条の2関係)			
区域	基 準 積雪量 (メー トル)	標高に 乗ずる 数値		区域	基 準 積雪量 (メー トル)	標高に 乗ずる 数値	
略				略			

倉吉市及び東伯郡	0.8	0.0036	倉吉市並びに東伯郡及び西伯郡中山町	0.8	0.0036
境港市並びに西伯郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町、同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町	0.6	0.0036	境港市並びに西伯郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町、同郡名和町、同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町	0.6	0.0036
略			略		

第2条 鳥取県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前																																						
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（八頭郡八頭町の設置に伴う特例）</p> <p>4 <u>平成17年3月31日から同年9月30日までの間における別表第3の適用については、同表の規定にかかわらず、同年3月30日における八頭郡郡家町及び同郡八束町の区域に係る同表中欄に掲げる数値は、1.2とする。</u></p>			<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>																																						
<p>別表第3（第6条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>基 準 積雪量 （メー トル）</th> <th>標高に 乗ずる 数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩美郡岩美町及び八頭郡若桜町</td> <td>1.2</td> <td>0.0036</td> </tr> <tr> <td>八頭郡智頭町及び同郡八頭町</td> <td>1.0</td> <td>0.0036</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>境港市並びに西伯郡日吉津村、同郡大山町、同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町</td> <td>0.6</td> <td>0.0036</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区域	基 準 積雪量 （メー トル）	標高に 乗ずる 数値	岩美郡岩美町及び八頭郡若桜町	1.2	0.0036	八頭郡智頭町及び同郡八頭町	1.0	0.0036	略			境港市並びに西伯郡日吉津村、同郡大山町、同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町	0.6	0.0036	略			<p>別表第3（第6条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>基 準 積雪量 （メー トル）</th> <th>標高に 乗ずる 数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩美郡岩美町並びに八頭郡郡家町、<u>同郡八束町及び同郡若桜町</u></td> <td>1.2</td> <td>0.0036</td> </tr> <tr> <td>八頭郡船岡町及び同郡智頭町</td> <td>1.0</td> <td>0.0036</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>境港市並びに西伯郡日吉津村、<u>同郡淀江町、同郡大山町、同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町</u></td> <td>0.6</td> <td>0.0036</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区域	基 準 積雪量 （メー トル）	標高に 乗ずる 数値	岩美郡岩美町並びに八頭郡郡家町、 <u>同郡八束町及び同郡若桜町</u>	1.2	0.0036	八頭郡船岡町及び同郡智頭町	1.0	0.0036	略			境港市並びに西伯郡日吉津村、 <u>同郡淀江町、同郡大山町、同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町</u>	0.6	0.0036	略		
区域	基 準 積雪量 （メー トル）	標高に 乗ずる 数値																																							
岩美郡岩美町及び八頭郡若桜町	1.2	0.0036																																							
八頭郡智頭町及び同郡八頭町	1.0	0.0036																																							
略																																									
境港市並びに西伯郡日吉津村、同郡大山町、同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町	0.6	0.0036																																							
略																																									
区域	基 準 積雪量 （メー トル）	標高に 乗ずる 数値																																							
岩美郡岩美町並びに八頭郡郡家町、 <u>同郡八束町及び同郡若桜町</u>	1.2	0.0036																																							
八頭郡船岡町及び同郡智頭町	1.0	0.0036																																							
略																																									
境港市並びに西伯郡日吉津村、 <u>同郡淀江町、同郡大山町、同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町</u>	0.6	0.0036																																							
略																																									

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月31日から施行する。

教育委員会規則

八頭郡八頭町の設置、倉吉市と関金町の合併及び西伯郡大山町の設置に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第4号

八頭郡八頭町の設置、倉吉市と関金町の合併及び西伯郡大山町の設置に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	区 分	通学区域		区 分	通学区域
全日制課程	普通学科	略	略	略	略
		倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 鳥取中央育英高等学校 由良育英高等学校 赤碓高等学校	倉吉市及び東伯郡並びに鳥取市のうち旧気高郡青谷町の区域及び西伯郡大山町のうち旧中山町の区域	倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 鳥取中央育英高等学校 由良育英高等学校 赤碓高等学校	倉吉市及び東伯郡並びに鳥取市のうち旧気高郡青谷町の区域及び西伯郡のうち中山町
		略		略	
	略			略	
略			略		
備考			備考		
1 略			1 略		
2 この表における旧泊村の名称及びその地域は平成16年9月30日におけるものを、旧気高郡青谷町の名称及びその地域は同年10月31日におけるものを、旧中山町の名称及びその地域は平成17年3月27日におけるものを、旧赤碓町の名称及びその地域は平成16年8月31日におけるものをそれぞれ示す。			2 この表における旧泊村の名称及びその地域は平成16年9月30日におけるものを、旧気高郡青谷町の名称及びその地域は同年10月31日におけるものを、旧赤碓町の名称及びその地域は同年8月31日におけるものをそれぞれ示す。		

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
別表(第3条関係)						別表(第3条関係)					
1 高等学校						1 高等学校					
高等学校名	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地	高等学校名	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地
略						略					

八頭高等学校	全日制課程	普通学科 国際英語学科 理数学科	普通科 国際英語科 理数科	3年	760人 120人 120人	八頭郡八頭町久能寺725
略						
2 略						

八頭高等学校	全日制課程	普通学科 国際英語学科 理数学科	普通科 国際英語科 理数科	3年	760人 120人 120人	八頭郡郡家町大字久能寺725
略						
2 略						

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第3条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
実施校の名称	通信教育の実施区域	実施校の名称	通信教育の実施区域
鳥取西高等学校	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡のうち三朝町及び湯梨浜町の区域	鳥取西高等学校	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡のうち三朝町、 <u>閑金町</u> 及び湯梨浜町の区域
鳥取緑風高等学校	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡のうち三朝町及び湯梨浜町の区域	鳥取緑風高等学校	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡のうち三朝町、 <u>閑金町</u> 及び湯梨浜町の区域
略		略	

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。ただし、第1条の規定は同月28日から、第3条の規定は同月22日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月18日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(船長等)		(船長等)	
第33条 境港総合技術高等学校に、船長、機関長、主任、通信長、1等航海士、1等機関士、2等航海士、2等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、操舵手、操機手、甲板員、機関員及び司ちゅう員(以下この条において「船員」という。)を置く。	第33条 境水産高等学校に、船長、機関長、主任、通信長、1等航海士、1等機関士、2等航海士、2等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、操舵手、操機手、甲板員、機関員及び司ちゅう員(以下この条において「船員」という。)を置く。		
2~4 略	2~4 略		
(学校栄養職員)		(栄養士)	
第33条の2 盲学校、聾学校及び養護学校に、学校栄養	第33条の2 盲学校、聾学校及び養護学校に、栄養士を		

職員を置くことができる。

- 2 学校栄養職員は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。
- 3 学校栄養職員は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。

(職員の出張)

第42条 略

- 2 校長は、外国に出張するとき又は5日以上にわたって県外に出張するときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。ただし、教育長が別に定める事由により出張する場合において、校長があらかじめその旨を教育長に届け出たときは、この限りでない。

置くことができる。

- 2 栄養士は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。
- 3 栄養士は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。

(職員の出張)

第42条 略

- 2 校長は、5日以上にわたって県外に出張するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

公安委員会規則

八頭郡八頭町及び米子市の設置、倉吉市と関金町の合併並びに西伯郡大山町の設置に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第2号

八頭郡八頭町及び米子市の設置、倉吉市と関金町の合併並びに西伯郡大山町の設置に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(昭和60年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立倉吉体育文化会館</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市関金町総合運動公園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		略	倉吉市	鳥取県立倉吉体育文化会館		倉吉市関金町総合運動公園		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立倉吉体育文化会館</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		略	倉吉市	鳥取県立倉吉体育文化会館	
名称	所在地																		
略																			
略	倉吉市																		
鳥取県立倉吉体育文化会館																			
倉吉市関金町総合運動公園																			
名称	所在地																		
略																			
略	倉吉市																		
鳥取県立倉吉体育文化会館																			

倉吉市関金町 B & G 海洋センター			
略	東伯郡三朝町	略	東伯郡三朝町
三朝町総合スポーツセンター		三朝町総合スポーツセンター	
		関金町青少年旅行村	東伯郡関金町
		関金町総合運動公園	
		関金町 B & G 海洋センター	

(交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部改正)

第2条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
倉吉警察署	倉吉市関金町大鳥居警察官駐在所	倉吉市関金町大鳥居	倉吉市のうち 関金町野添、関金町小泉、関金町米富、関金町福原、関金町明高、関金町堀、関金町今西、関金町泰久寺、関金町松河原、関金町大鳥居、関金町安歩、関金町関金宿、関金町郡家、関金町山口	倉吉警察署	関金町警察官駐在所	関金町大字大鳥居	関金町
略				略			
略				略			

第3条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
八橋警察署	大山町田中警察官	大山町田中	大山町のうち 赤坂、下甲、御崎、田	八橋警察署	中山町田中警察官	中山町田中	中山町のうち 赤坂、下甲、御崎、田

	駐在所		中、栄田、潮音寺、石井垣、樋口、八重、束積、羽田井、退休寺		駐在所		中、栄田、潮音寺、石井垣、樋口、八重、束積、羽田井、退休寺
	略				略		
	大山町下市警察官駐在所	大山町下市	大山町のうち 下市、上市、岡、松河原、塩津、住吉、殿河内、高橋、長野		中山町下市警察官駐在所	中山町下市	中山町のうち 下市、上市、岡、松河原、塩津、住吉、殿河内、高橋、豊成
鳥取県	略			鳥取県	略		
米子警察署	大山町富長警察官駐在所	大山町富長	大山町のうち 富長、大塚、押平、茶畑、高田、古御堂、名和、加茂、門前	米子警察署	名和町富長警察官駐在所	名和町大字富長	名和町のうち 大字富長、大字大塚、大字押平、大字茶畑、大字高田、大字古御堂、大字名和、大字加茂、大字門前
	大山町御来屋警察官駐在所	大山町御来屋	大山町のうち 御来屋、豊成、倉谷、小竹、東坪、西坪		名和町御来屋警察官駐在所	名和町大字御来屋	名和町のうち 大字御来屋、大字豊成、大字倉谷、大字小竹、大字東坪、大字西坪
	略				略		
	略				略		

第4条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県 郡家警察署	八頭町殿警察官駐在所	八頭町郡家殿	八頭町のうち 西御門、市谷、郡家殿、大門、花、郡家	鳥取県 郡家警察署	郡家町殿警察官駐在所	郡家町大字殿	郡家町のうち 大字西御門、大字市谷、大字殿、大字大門、大字花、大字郡家
	八頭町石田百井警察官駐在所	八頭町石田百井	八頭町のうち 米岡、国中、土師百井、石田百井、久能寺、万代寺、池田、福本		郡家町石田百井警察官駐在所	郡家町大字石田百井	郡家町のうち 大字米岡、大字国中、大字土師百井、大字石田百井、大字久能寺、大字万代寺、大字池田、大字福本
	八頭町稲荷警察官駐在所	八頭町稲荷	八頭町のうち 大坪、延命寺、山上、上峰寺、山田、花原、山路、下峰寺、下坂、宮谷、奥谷、稲荷、下		郡家町稲荷警察官駐在所	郡家町大字稲荷	郡家町のうち 大字大坪、大字延命寺、大字山上、大字上峰寺、大字山田、大字花原、大字山路、大字下峰寺、

		門尾、門尾、井古、堀越
八頭町市場警察官駐在所	八頭町市場	八頭町のうち 市場、上津黒、下津黒、 覚王寺、別府、篠波、 麻生、福地、野町、落 岩、山志谷、明辺、姫 路
八頭町船岡警察官駐在所	八頭町船岡	八頭町のうち 船岡、下濃、坂田、破 岩、塩上、船岡殿、水 口、橋本、下野、大江
八頭町見槻中警察官駐在所	八頭町見槻中	八頭町のうち 隼郡家、福井、上野、 西谷、見槻中、見槻、 志子部、隼福
八頭町安井宿警察官駐在所	八頭町安井宿	八頭町のうち 日下部、安井宿、新興 寺、小別府
八頭町才代警察官駐在所	八頭町才代	八頭町のうち 横田、茂田、才代、東、 皆原、岩淵、鍛冶屋、 三山口、清徳、柿原、 佐崎、奥野、茂谷、三 浦、徳丸の一部(通称 竹市)
八頭町南警察官駐在所	八頭町南	八頭町のうち 北山、富枝、用呂、志 谷、日田、稗谷、横地、 妻鹿野、中、重枝、徳 丸(通称竹市を除く。) 南、島

略

		大字下坂、大字宮谷、 大字奥谷、大字稲荷、 大字下門尾、大字門尾、 大字井古、大字堀越
郡家町市場警察官駐在所	郡家町大字市場	郡家町のうち 大字市場、大字上津黒、 大字下津黒、大字覚王 寺、大字別府、大字篠 波、大字麻生、大字福 地、大字野町、大字落 岩、大字山志谷、大字 明辺、大字姫路
船岡町船岡警察官駐在所	船岡町大字船岡	船岡町のうち 大字船岡、大字下濃、 大字坂田、大字破岩、 大字塩上、大字殿、大 字水口、大字橋本、大 字下野、大字大江
船岡町見槻中警察官駐在所	船岡町大字見槻中	船岡町のうち 大字郡家、大字福井、 大字上野、大字西谷、 大字見槻中、大字見槻、 大字志子部、大字隼福
八東町安井宿警察官駐在所	八東町大字安井宿	八東町のうち 大字日下部、大字安井 宿、大字新興寺、大字 小別府
八東町才代警察官駐在所	八東町大字才代	八東町のうち 大字横田、大字茂田、 大字才代、大字東、大 字皆原、大字岩淵、大 字鍛冶屋、大字三山口、 大字清徳、大字柿原、 大字佐崎、大字奥野、 大字茂谷、大字三浦、 大字徳丸の一部(通称 竹市)
八東町南警察官駐在所	八東町大字南	八東町のうち 大字北山、大字富枝、 大字用呂、大字志谷、 大字日田、大字稗谷、 大字横地、大字妻鹿野、 大字中、大字重枝、大 字徳丸(通称大字竹市 を除く。)大字南、大 字島

略

略			
鳥取県	略		
米子警察署	米子市淀江町西原警察官駐在所	米子市淀江町西原	米子市のうち 淀江町佐陀、淀江町中間、淀江町小波、淀江町平岡、淀江町福頼、淀江町西尾原、淀江町本宮、淀江町富繁、淀江町西原、淀江町福井
	米子市淀江町淀江警察官駐在所	米子市淀江町淀江	米子市のうち 淀江町淀江、淀江町今津、淀江町中西尾、淀江町高井谷、淀江町稲吉、淀江町福岡
略			
略			

略			
鳥取県	略		
米子警察署	淀江町西原警察官駐在所	淀江町大字西原	淀江町のうち 大字佐陀、大字中間、大字小波、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字本宮、大字富繁、大字西原、大字福井
	淀江町淀江警察官駐在所	淀江町大字淀江	淀江町のうち 大字淀江、大字今津、大字中西尾、大字高井谷、大字稲吉、大字福岡
略			
略			

(交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(平成16年鳥取県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
倉吉警察署	関金駐在所	倉吉市関金町大鳥居	倉吉市のうち関金町野添、関金町小泉、関金町米富、関金町福原、関金町明高、関金町堀、関金町今西、関金町泰久寺、関金町松河原、関金町大鳥居、関金町安歩、関金町関金宿、関金町郡家及び関金町山口	倉吉警察署	関金駐在所	東伯郡関金町大字大鳥居	東伯郡関金町
略				略			
略				略			

第6条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県 八橋警 察署	略	略	略	鳥取県 八橋警 察署	略	略	略
	富長駐在所	西伯郡大山町富長	西伯郡大山町のうち富長、古御堂、茶畑、高田、押平、大塚、名和、門前及び加茂		富長駐在所	西伯郡名和町大字富長	西伯郡名和町のうち大字富長、大字古御堂、大字茶畑、大字高田、大字押平、大字大塚、大字名和、大字門前及び大字加茂
	御来屋駐在所	西伯郡大山町御来屋	西伯郡大山町のうち御来屋、豊成、倉谷、小竹、東坪及び西坪		御来屋駐在所	西伯郡名和町大字御来屋	西伯郡名和町のうち大字御来屋、大字豊成、大字倉谷、大字小竹、大字東坪及び大字西坪
	田中駐在所	西伯郡大山町田中	西伯郡大山町のうち羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、潮音寺、栄田、田中、御崎、下甲、赤坂、退休寺、高橋、殿河内、上市、住吉、塩津、岡、下市、松河原及び長野		田中駐在所	西伯郡中山町田中	西伯郡中山町
略				略			

第7条 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県 郡家警 察署	殿駐在所	八頭郡八頭町郡家殿	八頭郡八頭町のうち福本、郡家、池田、久能寺、万代寺、土師百井、石田百井、米岡、国中、大門、花、郡家殿、市谷及び西御門	鳥取県 郡家警 察署	殿駐在所	八頭郡郡家町大字殿	八頭郡郡家町のうち大字福本、大字郡家、大字池田、大字久能寺、大字万代寺、大字土師百井、大字石田百井、大字米岡、大字国中、大字大門、大字花、大字殿、大字市谷及び大字西御門
	稲荷駐在所	八頭郡八頭町稲荷	八頭郡八頭町のうち姫路、明辺、落岩、山志谷、麻生、福地、野町、覚王寺、市場、上津黒、下津黒、別府、篠波、延命寺、大		稲荷駐在所	八頭郡郡家町大字稲荷	八頭郡郡家町のうち大字姫路、大字明辺、大字落岩、大字山志谷、大字麻生、大字福地、大字野町、大字覚王寺、大字市場、

			坪、山上、上峰寺、下峰寺、山田、山路、花原、井古、稲荷、下坂、奥谷、下門尾、門尾、堀越及び宮谷				大字上津黒、大字下津黒、大字別府、大字篠波、大字延命寺、大字大坪、大字山上、大字上峰寺、大字下峰寺、大字山田、大字山路、大字花原、大字井古、大字稲荷、大字下坂、大字奥谷、大字下門尾、大字門尾、大字堀越及び大字宮谷
	船岡駐在所	八頭郡八頭町船岡	八頭郡八頭町のうち大江、下野、橋本、塩上、水口、船岡殿、船岡、下濃、坂田、破岩、福井、隼福、上野、隼郡家、見槻中、西谷、見槻及び志子部		船岡駐在所	八頭郡船岡町大字船岡	八頭郡船岡町
	南駐在所	八頭郡八頭町南	八頭郡八頭町のうち用呂、日田、富枝、北山、志谷、中、稗谷、横地、妻鹿野、南、島、重枝、徳丸、横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、三浦、柿原、佐崎、奥野、茂谷、清徳、三山口、鍛冶屋、小別府、新興寺、安井宿及び日下部		南駐在所	八頭郡八東町大字南	八頭郡八東町
略				略			
略							
鳥取県	略						
米子警察署	西原駐在所	米子市淀江町西原	米子市のうち淀江町西原、淀江町佐陀、淀江町中間及び淀江町小波	鳥取県	略		
	淀江駐在所	米子市淀江町淀江	米子市のうち淀江町今津、淀江町淀江、淀江町福岡、淀江町稲吉、淀江町高井谷、淀江町中西尾、淀江町本宮、淀江町西尾原、淀江町富繁、淀江町福井、淀江町福頼及び淀江町平岡	米子警察署	西原駐在所	西伯郡淀江町大字西原	西伯郡淀江町のうち大字西原、大字佐陀、大字中間及び大字小波
					淀江駐在所	西伯郡淀江町大字淀江	西伯郡淀江町のうち大字今津、大字淀江、大字福岡、大字稲吉、大字高井谷、大字中西尾、大字本宮、大字西尾原、大字富繁、大字福井、大字福頼及び大字平岡
略				略			
略							

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は同月28日から、第4条及び第7条の規定は同月31日から施行する。